

地方自治法施行令の一部を改正する政令案について  
(地方自治法の改正による号ずれの反映)

自治行政局行政課

1. 改正の概要

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）が改正されたことに伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 具体的には、整備法第 41 条により自治法第 252 条の 28 の改正が行われ、普通地方公共団体と外部監査契約を締結できる者の欠格要件を定めた同条第 3 項において、「成年被後見人又は被保佐人」を規定した第 1 号が削られ、第 2 号以下が 1 号ずつ繰り上がった。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 17 号。以下「自治令」という。）第 174 条の 49 の 22 において、自治法第 252 条の 28 第 3 項第 9 号を引用していることから、上記自治法改正による号ずれを反映させる改正を行うものである。
- なお、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」に係る政省令等の整備等について（依頼・照会）（平成 30 年 3 月 14 日付け事務連絡）において、内閣府成年後見制度利用促進担当室及び内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室から、整備法に係る関係政省令の整備についての依頼があり、法案のときとは異なり、政令の整備については、内閣府による取りまとめ及び法制局第二部による取りまとめ審査は行わない旨の事務連絡があったことから、自治令の単独改正とするものである。

2. 今後の予定案

閣議決定日 令和元年 9 月 6 日（金）  
公布日 令和元年 9 月 11 日（水）  
施行日 令和元年 9 月 14 日（土）※

※ 整備法第 41 条の規定による自治法の一部改正の施行期日は、公布の日から起算して 3 月を経過した日（令和元年 9 月 14 日）とされているため、今般の自治令の一部改正の施行期日についても、同日とする。